

長期間未着工の事業における 環境アセスメントの再実施

長期間未着工の事業について

- 環境影響評価法第32条の規定(環境アセスメントの再実施)は、長期間未着工である場合においては、その間に**環境の状態にも変化が生じ、手続を行った時点の予測評価の前提がくずれる**ことがあり、このような場合において、法の規定による環境影響評価手続が再実施されることを想定。
- しかし、環境影響評価手続を再実施する環境の状況変化等の考え方が不明確であった。
- そのため、環境アセスメントの再実施の考え方について、各分野の有識者にヒアリングを行い、検討を行ってきた。本委員会で、その考え方についてご審議いただきたい。

環境影響評価法第32条第1項

事業者は、第27条の規定による公告※1を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第7号に掲げる事項※2を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第5条から第27条まで又は第11条から第27条までの規定の例による環境影響評価その他の手続※3を行うことができる。

※1 評価書の公告

※2 評価項目、調査・予測・評価手法、環境影響評価結果

※3 方法書から評価書まで または 準備書から評価書まで

※法第32条が「できる」規定となっているのは、環境の状況の著しい変化といった条件を客観化することは困難であり、また、その環境の状況の変化が事業者以外の特定の者の行為によることが明らかな場合など、事業者に再実施を義務付けることが必ずしも合理的とは考えられない場合もあるためである。

環境アセスメントの再実施の判断の視点（案）

法第32条に基づき、環境アセスメントを再実施する「対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情」について、以下を「判断の視点」として対応することが適当ではないか。

環境アセスメントの実施後、事業者が事業に着手せず、その間に

- ① 当初行った予測・評価の前提が維持できない程度に、自然的状況・社会的状況が著しく変化した場合
 - A) 事業実施区域又はその周辺に、環境の保全の観点から法令等により新たに保全地域又は保全対象が指定された等の場合
 - B) 事業実施区域又はその周辺に、当該事業によって影響を受けるおそれがある環境の保全についての配慮が特に必要な対象(学校、病院等)が当初の想定以外に設置された場合
 - C) 予測・評価時に見込んでいた地方公共団体等他者による環境保全措置が十分に行われなかったこと等により、予測の前提となるバックグラウンド値に大きな変化が生じた場合
 - D) 当該事業の供用時の需要予測が大きく変化した場合(例:大気汚染物質の濃度計算における交通量等の条件が大きく増加した場合)
- 等
- ② 科学的知見の蓄積や国内外の環境に関する施策の動向により、評価項目に関する基準・目標等の新設又は抜本的な見直しなどにより、評価の際に検討した環境保全措置の有効性が十分でなくなった場合

上記の視点を踏まえ、環境アセスメントの再実施は、個別の状況ごとに判断していくことが適当ではないか。

有識者ヒアリング結果

大塚 直 早稲田大学法学部 教授(環境法)

- 整理された視点でおおむねよいのではないか。特にC,Dが一般的ではないか。
- 評価書の公告後経過した期間の長さで判断することも考えられるのではないか。
- 法第32条第1項は、環境アセスメントの再実施について事業者が判断することとなっているが、本来であれば客観的に判断され再実施が義務化されるべきものである。少なくとも、第三者の意見を踏まえて判断すべきではないか。

由井 正敏 東北鳥類研究所 所長(野生生物)

- 日本においては、植生の遷移の段階に応じて年数の経過毎に植生が大きく変わり、生息する野生動植物種にも変化が生じることを考慮することが必要。例えば、遷移の初期段階においては3～5年で大きく変化する。
- このため、希少種が生息する可能性が高い地域においては、当初の環境影響評価では確認されていなかった野生動植物の重要種が、これらの年数が経過した後に、新たに生息し始めている可能性もあることから、改めて環境影響評価を行う必要がある。

荻本 和彦 東京大学生産技術研究所 教授(エネルギー工学)

- 着工までに長期間が経過することにより、環境アセスメントを実施した者が不在となるなど、責任の所在が不明確になることは問題であり、例えば30年が経過した場合などは当然に環境アセスメントを実施すべきと考える。
- 整理された視点はいずれも合理的であるが、これらが、事業を反対することを目的とした主体により濫用されることがないように、実際のルールの作成の中で配慮すべき。